

## 自治会費に上乗せの寄付金徴収、違法の判決確定（最高裁）

自治会費に募金を上乗せして徴収するとして総会決議は違法として、滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘の住民男性5人が、所属する自治会を相手に、決議の無効確認などを求めた訴訟で、最高裁第1小法廷（横尾和子裁判長）は平成20年4月3日、自治会側の上告を棄却する決定をしました（時事通信2008/04/03-19:42）。

これで、「徴収は思想・信条の自由（憲法19条）を侵害する」として決議を無効と認め反対住民側の逆転勝訴の二審大阪高裁判決が確定しました。

大阪高裁は昨年8月24日、決議による募金徴収は事実上の強制で、社会的に許容される限度を超えており、公序良俗に反すると判断し、「思想信条への影響は抽象的。上乗せ徴収には必要性、合理性がある」とした一審判決を取り消していました。

1. まずはこの事案の経緯を説明しておきます。

「滋賀県甲賀市甲南町の「希望ヶ丘自治会」（地域自治体・約940世帯）は、従来、赤い羽根共同募金や日本赤十字社への寄付金などを各世帯を訪問して任意で集めてきた。

このように、この寄付金は班長・組長らが訪問して集めていたが、約940世帯ある上に高齢者も多く、各家を1軒ずつ回って徴収するのは負担が大きいこと、しかも協力を得られなかったり留守だったりするなどにより負担が重くなったため、班長になるのを避けようと休会する人もいた。

そこで、集金にあたる班長・組長らの負担を解消しようと2006年3月の定期総会で、年会費6000円の自治会費に募金や寄付金など2000円分を上乗せ（増額）して徴収することを定期総会で賛成多数で決議した。

◆2006年3月総会議決＝6000＋2000＝8000円（上乗せ議決）（強行徴収）

その決議では、増額分の会費は、全額、地元の小中学校の教育後援会、赤い羽根共同募金会、緑化推進委員会、社会福祉協議会、日本赤十字社及び滋賀県共同募金会への募金や寄付金に充てる、としていた。

これに対して、原告らは「寄付するかどうかは個人の自由」と一律徴収に反対し、翌月に「本件決議は思想・良心の自由等の侵害を理由として決議の無効確認等を求めて訴訟を起こした。

◆2006年4月大津地裁に訴訟開始（決議の無効確認）

1審判決（大津地判平成18・11・27判例集未搭載）は、

本件募金対象団体が政治的思想や宗教に関わるものではなく、寄付の名義は原告らではなく「希望ヶ丘自治会」であることから構成員の思想信条に与える影響は直接かつ具体的なものではなく、また負担金額も過大ではない、として本件決議が公序良俗に反しないとしていた。

◆2006年11月27日大津地裁原告敗訴

これに対して、大阪高裁平成19年8月24日判決は、

募金及び寄付金は、その性格上、「すべて任意に行われるべきものであり」班長や組長の集金の負担の解消を理由に、これを会費化して一律に協力を求めようとする自体、「自治会」の性格からして、「様々な価値観を有する会員が存在することが予想されるのに、これを無視するものである上、募金及び寄付金の趣旨にも反する」としました。

そして、募金及び寄付金に応じるかどうかは、「各人の属性、社会的・経済的状況等を踏まえた思想、信条に大きく左右されるものであり」、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきだとし、「その支払を事実上強制するような場合には、思想、信条の自由の侵害の問題が生じ得る」。

◆大阪高裁原告勝訴2007年8月24日

◆ごみステーションを利用させない圧力自治会問題■

会費を納付しなければ脱会を余儀なくされる恐れがあったが、自治会未加入者はごみステーションを利用できないなどの不利益を受け、脱退の自由を事実上制限されていた。したがって、本件募金の徴収は、「会員の生活上不可欠な存在」である「希望ヶ丘自治会」により、事実上強制されるものであり、「社会的に許容される限度を超える」と判示して、1審判決を取り消していました。」（判例セレクト2007（有斐閣、2008年）6頁）、朝日新聞4月4日付滋賀県版など参照）

◆強制募金徴収の風習■

もっとも、訴訟の判決が2008年4月3日に（最高裁で）確定したのを受け、原告代理人の吉原稔弁護士は、大津市内で会見し、県内ではほかにも募金を強制的に徴収する同様の事例が多く見受けられるとし、「判決が与える影響は大きいだろう」と話しています

（朝日新聞）。

おそらくは、全国では、事実上の強制がまだまだ多いのだと思いますから、この最高裁決定は、全国の地域自治体に対して影響を与えるものと思われます。

赤い羽根共同募金は全国各地の社会福祉法人「共同募金会」が運営し、集まった資金は地元の福祉団体などに分配されている。所管の厚生労働省によると、昨年度の募金総額は約220億円。各地の自治会などが集めた戸別募金が7割を占め、街頭募金は2%に満たない

現金＝220億円＝自治会戸別募金が7割の集金力＋街頭募金2%

\*\*\*\*\*

各戸に寄付封筒を配り回収は班長宅のポスト投函とすれば問題は解決するのでは？